

議案第7号

山陽小野田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について

山陽小野田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月23日提出

山陽小野田市教育委員会  
教育長 長谷川 裕

山陽小野田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令  
山陽小野田市教育委員会事務専決規程（平成18年山陽小野田市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「主幹又は技監」を「主幹、技監又は参事」に改め、「主幹、技監及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。